

献身者奨学金貸付規定

1970年 4月 1日 制定
1991年 4月 1日 改訂
1997年 8月31日 改訂
1998年 3月31日 改訂
2005年 3月21日 改訂
2010年11月23日 改訂

(目的)

第1条 本教団奨学金制度は、宗教法人本教団規則第3条の目的を遂行するために将来教会にとって有用な伝道者を養成援助することを目的とする。

(条件)

第2条 奨学金を希望する者は、本教団所属の教会員であり、経済的な理由により修学困難であることが条件であって、所属する教会の牧師、役員会及び教団教務委員会の推薦を経た後、責任役員会において決定する。なお、被推薦者と特別の利害関係にある者はできないものとする。ただし、責任役員会が認めた場合この限りではない。

(教育機関の選定)

第3条 奨学金を希望する者は、原則として本教団の認める学校及び教育機関において勉学することが必要である。

(貸与額の決定)

第4条 奨学金は、入学金と授業料に限定し、その貸与額は、責任役員会においてこれを決定する。

(返済の義務)

第5条 本教団の奨学金を受け取った者は、卒業後直ちに、その貸与額に従って、全額を本規定細則に基づいて返済しなければならない。ただし、利息はつけないものとする。また、責任役員会が返済の猶予を認めた場合はこの限りではない。

(返済の免除)

第6条 第5条の特例として下記の者は返済を免除する。

- (1) 本教団の奨学金を受け取った者で卒業後、本教団に奉職し5年以上経過した者は、その全額を免除される。

- (2) 死亡その他やむを得ない理由により、返済できないことを責任役員会が認めた者は返済を免除される。

(制定、改廃)

第7条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。

奨学金貸付規定細則

1998年 3月31日 制定
2000年 3月20日 改訂
2005年 3月21日 改訂
2010年11月23日 改訂

(運營業務)

第1条 奨学金貸付業務は、厚生局の担当とする。

- 2 厚生局長は、責任役員会を代表して、業務運営の責任を負う。
- 3 貸付及び返済事務は、教団事務担当者によって処理される。

(申込手続)

第2条 奨学金の借入れを希望する者は、教団事務所に備えられた奨学金貸付申込書に必要事項を記入し、神学校入学許可書の写し、ならびに生計同一世帯の所得証明書を添付のうえ、教団教務委員会経由、責任役員会に提出する。ただし、責任役員会が認める場合はこの限りではない。

- 2 責任役員会は、奨学金貸付申込書を受付後、速やかに可否を決定し、教務委員長経由、本人に通知する。

(貸与期間)

第3条 奨学金貸付期間は、神学校在学期間に限定する。

(返済方法・返済例)

第4条 返済回数の最高は120回（毎月）または20回（半年毎）とする。

- 2 毎月返済の場合は10日までに、半年毎返済の場合は1月10日及び7月10日までに返済手続きを行う。

(制定、改廃)

第4条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。